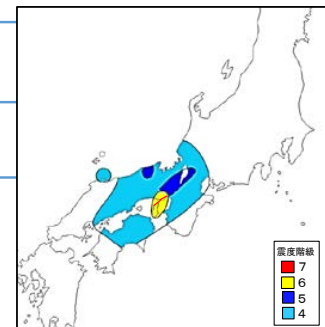
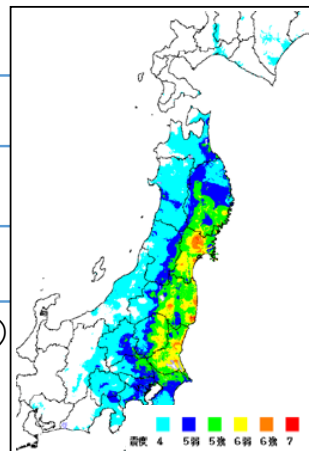


復興の現状と課題

令和3年4月16日
復興庁

I . 東日本大震災の概要

	東日本大震災	(参考)阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14:46	平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0	7.3
地震型	海溝型	内陸型
被災地	農林水産地域中心	都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉) 震度7: 宮城県北部、 震度6強: 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、 茨城県北部・南部、栃木県北部南部	1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 石巻市鮎川8.6m以上)	数十cmの津波の報告あり、 被害なし
被害の特徴	大津波により, 沿岸部で甚大な被害, 多数の地区が壊滅。	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模 火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19,747名(震災関連死を含む) (岩手:5,145名、宮城:10,567名、福島3,920名) 行方不明者 2,556名(岩手:1,111名、宮城:1,217名、福島:224名)	死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害(全壊)	122,005棟(岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,435棟)	104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)	25市町 (大阪、兵庫の2府県)



Ⅱ. 現状と今後の取組（総括）

地震・津波被災地域：復興の「総仕上げ」の段階
被災者の心のケアなど残された課題に取り組むことが必要

原子力災害被災地域：復興・再生が「本格的に始まった」段階
引き続き国が前面に立って、中長期的に対応することが必要

1. 被災者支援

復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応

- ・避難生活の長期化や仮設住宅から恒久住宅への移行等の状況に応じた切れ目のない支援を実施
- ・今後も、高齢者等の見守り、心身のケア、コミュニティ形成支援、子どもの支援等を継続

2. 住まいとまちの復興

住まいの再建は着実に進捗、インフラ整備が概ね完了

- ・災害公営住宅や高台移転による宅地造成、被災した道路・鉄道等の交通・物流網の整備は概ね完了
- ・土地区画整理等による造成宅地や集団移転による移転元地等の活用を後押し

3. 産業・生業の再生

生産設備は概ね復旧。水産加工業の販路開拓等を支援

- ・生産設備は概ね復旧しているが、被災地の中核産業である水産加工業の売上げ回復に遅れ
- ・水産加工業の販路開拓・加工原料転換等を支援

4. 福島復興・再生

帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除。復興・再生に向けた動きが本格化

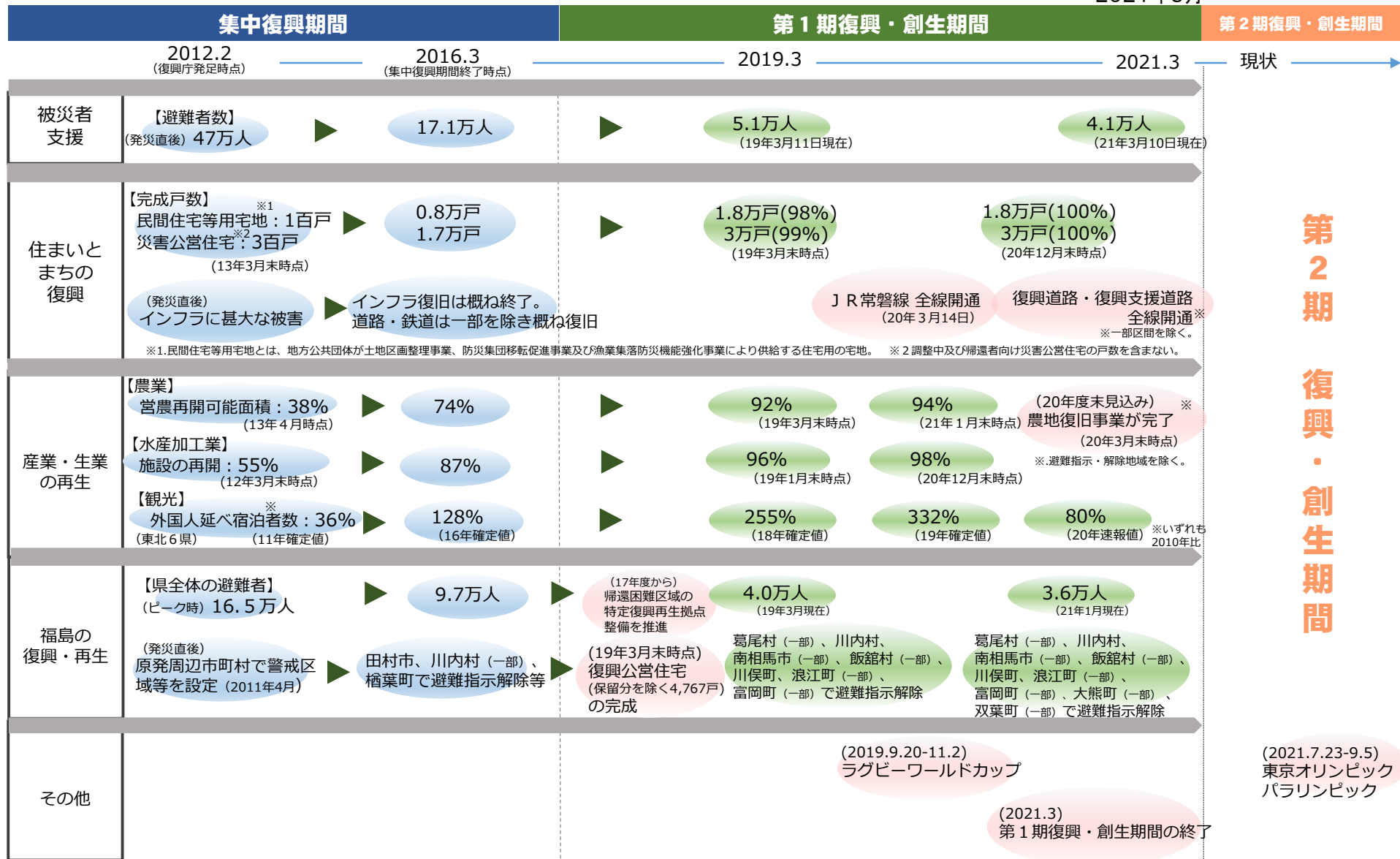
- ・事故収束に向けた取組を継続、環境再生に向けた取組を継続
- ・帰還に向けた生活環境の整備及び移住等の促進、帰還困難区域における「特定復興再生拠点区域」整備
- ・福島イノベーション・コースト構想の推進、国際教育研究拠点の構築
- ・農林水産業の再生に向けた営農再開等の支援、風評被害への対応

Ⅲ. 東日本大震災からの復興の進捗

		震災前又は最大値	現状
被災者	避難者数	47万人 (発災当初)	4.1万人 【令和3年3月】
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年4月(最大)】	0.2万人 【令和3年3月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 (青森、岩手、宮城、福島)	570km (計画)	526km (92%) 【令和3年3月】
	災害公営住宅 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野) ※調整中及び帰還者向け除く	29,654戸 (計画戸数)	29,654戸 (100%) 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 (岩手、宮城、福島)	18,227戸 (計画戸数)	18,227戸 (100%) 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 (岩手、宮城、福島)	10兆7,637億円 【平成22年】	12兆6,392億円 【平成30年】
	営農再開可能な農地面積 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)	19,690ha (津波被災農地面積)	18,560ha (94%) 【令和3年1月】
原子力災害	避難指示区域の面積	1,150km ² 【平成25年8月(最大)】	337km ² (29%) 【令和2年3月】
	日本産農林水産物・食品に対する 輸入規制実施国・地域数	54か国・地域 (最大)	15か国・地域 (撤廃39、緩和13) 【令和3年1月】

(参考) 東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し

2021年3月



第2期
復興・創生期間

1. 被災者支援

復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応

- (現状)
- ・避難者は、当初の47万人から4.1万人に減少（令和3年3月）
 - ・応急仮設住宅の入居者は、最大31.6万人から0.2万人に減少（令和3年3月）
 - ・岩手県・宮城県においては仮設生活が解消（令和3年3月末）
- (取組)
- ・復興のステージに応じた切れ目のない支援を継続
 - 高齢者等の孤立防止のための見守り、心身のケア
 - 仮設住宅からの移転先の災害公営住宅等における新たなコミュニティ形成
 - 生きがいつくり（被災者が参画する農作業、料理教室、語り部活動など）
 - 被災した子どもへの学習支援や心のケア 等



新たな高台団地でのコミュニティ形成支援
（自治会の設立準備）



野菜作りを通じた生きがいつくり、交流づくり

2. 住まいとまちの復興

住まいの再建・復興まちづくりは概ね完了

- (現状) ・ 高台移転による宅地造成 (計画約1.8万戸)、
災害公営住宅の整備 (計画約3.0万戸) が完了
※調整中及び帰還者向けの災害公営住宅を除く
- ・ 活用が決まっている移転元地 (公有地) は約7割
- (取組) ・ 造成宅地や移転元地等の活用について、
地域の個別課題にきめ細かく対応して支援



岩手県陸前高田市の災害公営住宅 (長部地区) 宮城県石巻市の高台移転 (荻浜地区)

交通・物流網のインフラ整備が概ね完了

① 復興道路・復興支援道路

- (現状) ・ 一部区間を除き、令和2年度に開通済
(約526km/約570km(約92%))
- (取組) ・ 一部未開通区間について、令和3年度内の完成を目指す

② 鉄道

- (現状) ・ JR常磐線の全線開通 (令和2年3月14日) により、
被災した鉄道が全線開通 (BRTによる復旧を含む)



3. 産業・生業の再生

生産設備は概ね復旧。中核産業である水産加工業を引き続き支援

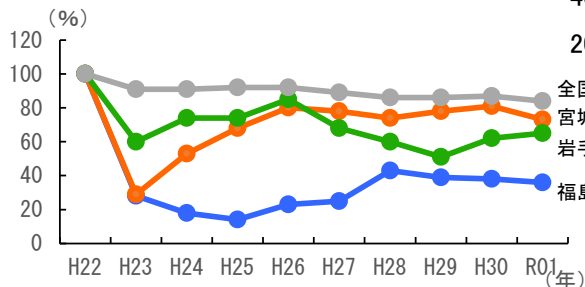
- (現状) ・被災3県の生産設備は概ね復旧しているが、水産業に課題。
 - 製造品出荷額等は震災前の水準に回復
(岩手:130%、宮城:131%、福島:103%(平成30年/同22年))
 - 観光は政府目標の東北6県の外国人延べ宿泊者数「150万人泊」を達成(令和元年)
 - 津波被災農地の94%で営農再開可能、水産加工施設の98%で業務再開
 - 漁業の水揚げは低調であり、水産加工業の売上げも回復途上

- (取組) ・被災地の中核産業である水産加工業の販路開拓・加工原料転換等を支援

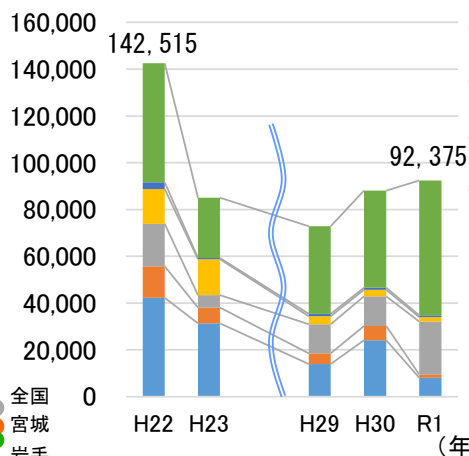


いちご団地(宮城県亘理町)

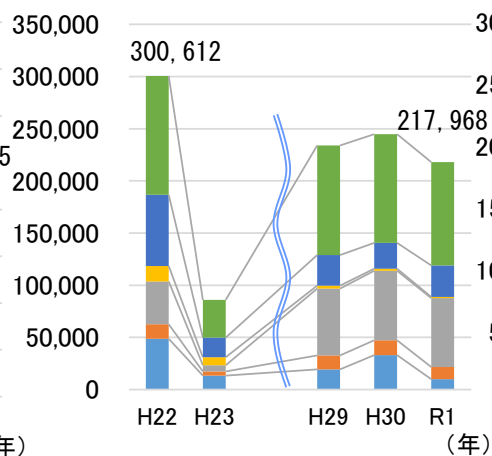
○水揚量の推移(平成22年比)



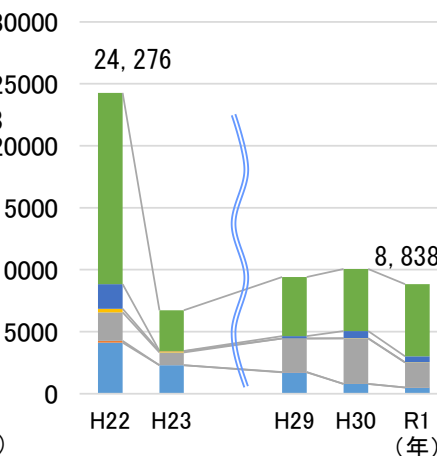
岩手県における魚種別漁獲量の推移



宮城県における魚種別漁獲量の推移



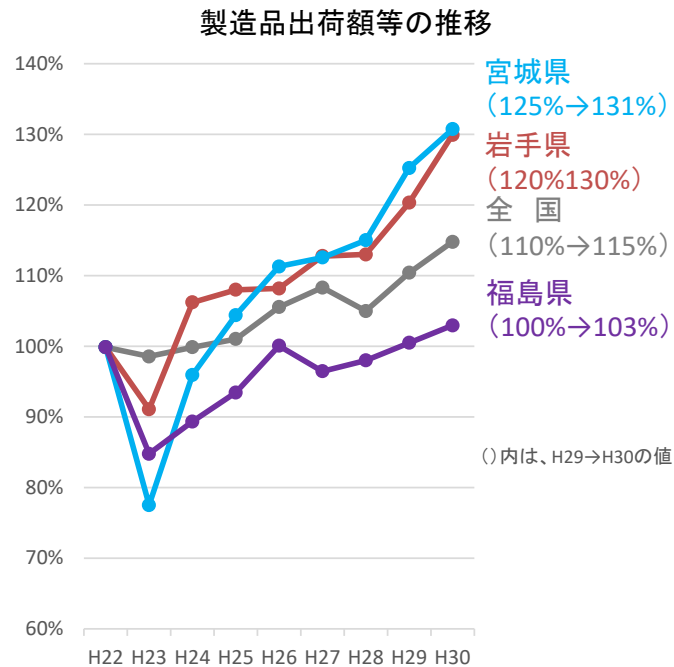
福島県における魚種別漁獲量の推移



■さんま ■さけ ■さば ■するめいか ■かつお ■その他

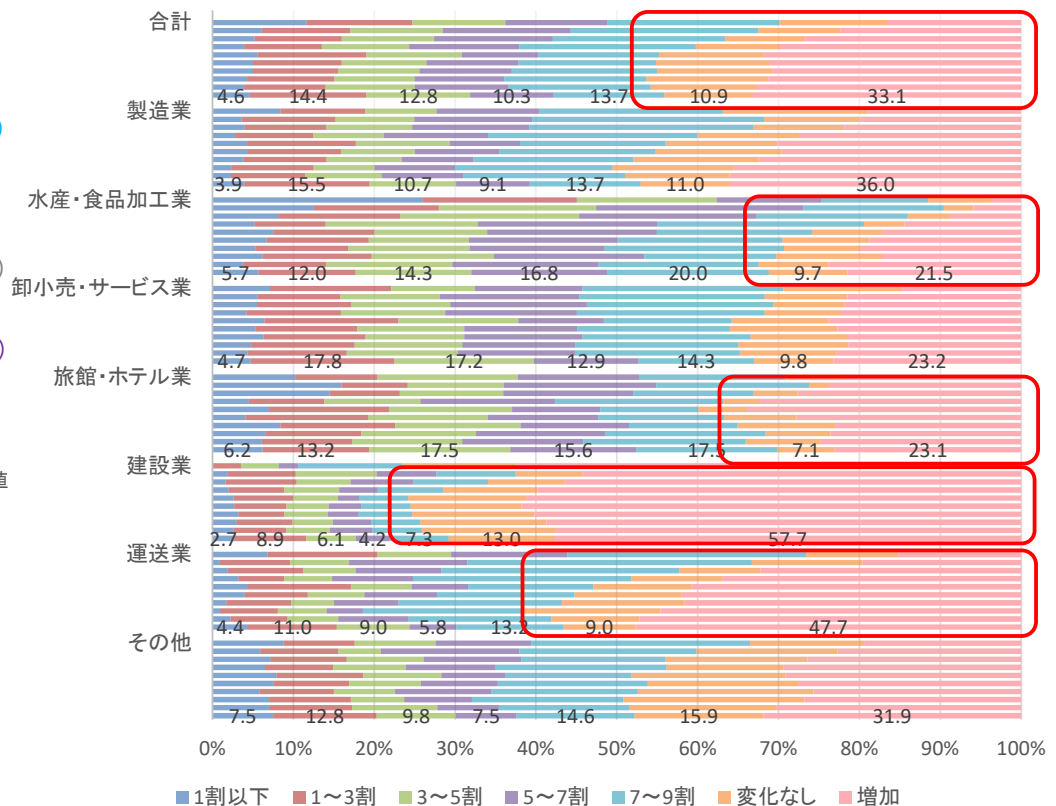
6 産業の復旧・復興の状況①

- 被災3県の製造品出荷額等は、概ね震災前の水準まで回復した。
- グループ補助金交付先アンケートでは、現在の売上げ状況が震災直前の水準以上まで回復していると回答した企業の割合は、44.0%。
- 業種別に見ると、震災直前水準以上に売上げが回復しているという割合が最も高いのは建設業(70.7%)、次いで運送業(56.7%)。最も低いのは、旅館・ホテル業(30.2%)、次いで水産・食品加工業(31.2%)。



出典:経産省「工業統計」

売上げの回復状況(グループ補助金交付先アンケート調査)
 ※上から順にH24.2、H24.9、H25.6、H26.6、H27.6、H28.7、H29.6、H30.6、R1.6、R2.6の調査結果



※1割以下には売上なしも含む。(資料:東北経済産業局調査を元に復興庁作成)

4. 福島への復興・再生

令和2年3月、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除を実現。
復興・再生が本格的に開始。

① 事故収束(廃炉・汚染水対策)

- ・ 中長期ロードマップを踏まえ、国が前面に立って、安全かつ着実に実施

② 除去土壌等

- (現状)・帰還困難区域を除き、8県100市町村の面的除染完了(平成30年3月)
 - ・ 仮置場の約8割で原状回復、除去土壌等の約8割を輸送済(令和3年3月)
- (取組)・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設への輸送
 - ・ 最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

③ 帰還促進・生活再建

- (現状)・福島県全体の避難者数は減少(最大16.5万人→3.6万人)
 - ・ 避難指示解除区域全体の居住者数は徐々に増加(1.4万人)
- (取組)・医療、介護、教育、買い物、住まい、交通等の生活環境の整備
 - ・ 新たな住民の移住・定住の促進

④ 帰還困難区域の復興・再生

- (現状)・令和2年3月、双葉町(避難指示解除準備区域)の避難指示を解除
⇒帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示解除を実現
 - ・ JR常磐線の全線開通に合わせ、双葉駅、大野駅、夜ノ森駅周辺の避難指示を先行解除(令和2年3月)
- (取組)・6町村の特定復興再生拠点区域において、除染やインフラ等の生活環境整備等を推進



避難指示区域の概念図(令和2年3月10日時点)

⑤ 福島イノベーション・コースト構想

(現状)・拠点整備が進捗し、企業進出も進展。

- 廃炉分野
 - ：廃炉技術の開発、人材育成等
- ロボット分野
 - ：ドローンの実証実験、
 - ワールドロボットサミットの開催
- エネルギー分野
 - ：再生可能エネルギーや
 - 水素等のエネルギー関連産業を創出
- 農林水産分野
 - ：先端技術の開発・実用化を推進
- 航空宇宙分野
 - ：航空エンジン等の航空宇宙産業の
 - 育成・集積
- 医療関連分野
 - ：医療関連産業の技術開発支援

(取組)・地元企業による新事業展開・取引拡大、
域外からの事業者の呼び込みの両輪

⑥ 国際教育研究拠点の整備

- ・福島への創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成に取り組む、産業競争力強化や世界に共通する課題解決に資するイノベーションを創出する中核拠点として新設
- ・令和3年度に、基本構想を策定

東日本大震災・原子力災害伝承館
(双葉町) (福島県運営)



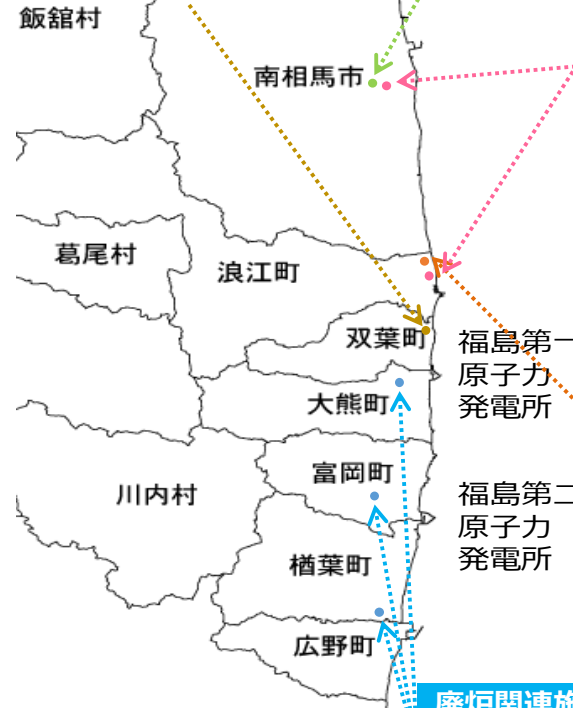
農林水産分野の先端技術の開発・
実証 (例：ロボットトラクタ (南相馬市))



福島ロボットテストフィールド
(南相馬市、浪江町)
(福島県運営)



福島水素エネルギー研究フィールド
(浪江町)
(NEDO運営)



福島第一
原子力
発電所

福島第二
原子力
発電所

廃炉関連施設 (日本原子力研究開発機構)

- ① 大熊分析・研究センター (大熊町)
- ② 廃炉環境国際共同研究センター (富岡町)
- ③ 楢葉遠隔技術開発センター (楢葉町)



大熊分析・研究センター



廃炉国際共同研究センター



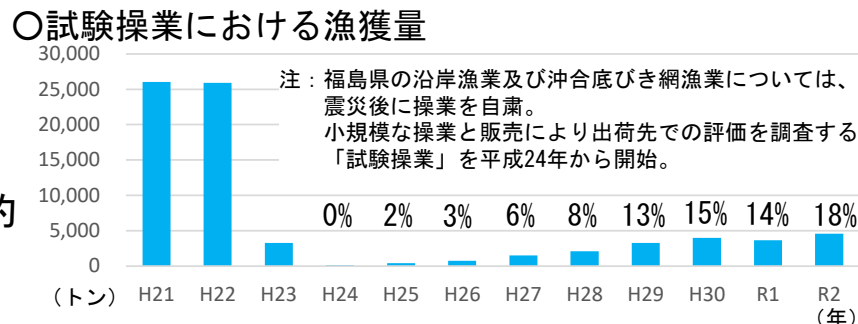
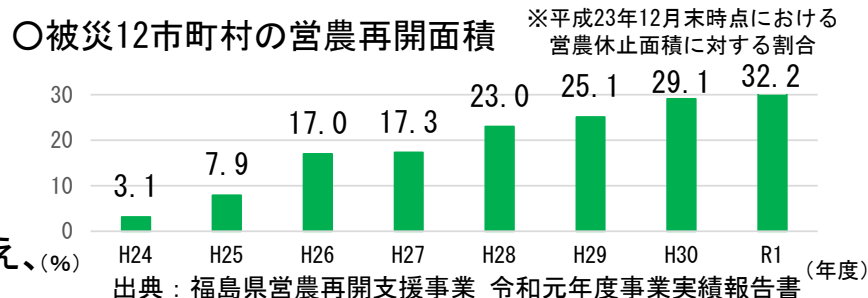
楢葉遠隔技術開発センター

⑦ 農林水産業の再生

- (現状)・原子力災害被災12市町村の営農再開面積は、震災前の32%(令和元年度末時点)
- ・福島県の沿岸漁業等は、令和3年3月に試験操業を終え、本格操業への移行期間
その水揚量は震災前の18%(令和2年時点)
(沖合漁業等も含めた水揚量は震災前の36%(令和元年時点))
- (取組)・営農再開の支援
(大規模で労働生産性の高い農業経営の展開、広域的な高付加価値生産を展開する産地の形成)
- ・販路の開拓など本格的な操業再開に向けた支援
 - ・被災地産品への風評の払拭

⑧ 風評被害対策

- (現状)・福島県産と全国平均との価格差は回復基調だが、一部で固定化
- ・輸入規制措置を講じた54か国・地域のうち、39か国・地域が規制を撤廃、13か国・地域が緩和
- (取組)・福島産の農産物等の魅力について、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様な媒体を活用して情報発信
- 「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、インフルエンサーが登場する動画をYouTubeで配信して安全性を訴えつつ、購買行動にもつなげる



動画第1弾～第4弾合計で200万回以上視聴
(R3.3.31時点)



【第1弾】リュウジさん
(料理研究家)

【第4弾】さかなくんさん
(魚類学者、タレント)

復興庁設置法等の一部を改正する法律について 〔令和2年6月12日法律第46号〕

背景

地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。
このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、
復興・創生期間後(令和3年度以降)の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。

復興を支える仕組み・組織・財源

1. 復興庁設置法

- 復興庁の**設置期間を10年間延長**(令和13年3月31日)
 - 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
 - 復興局の位置等の政令への委任
- ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、
福島復興局は引き続き福島市に設置

等

2. 東日本大震災復興特別区域法

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、
対象地域の重点化(復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める)
- 復興特区税制について、対象地域の重点化(産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める)
- 復興交付金の廃止(所要の経過措置を規定)

等

3. 福島復興再生特別措置法

- 帰還促進に加え、**移住等の促進**(交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加)
- **営農再開の加速化**(農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等)
- **福島イノベーション・コースト構想**の推進を軸とした産業集積の促進(課税の特例を規定等)
- **風評被害への対応**(課税の特例を規定等)
- 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設(現行の3計画を統合) 等

4. 復興財源確保法・特別会計法

- **復興債の発行期間の延長**
- 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等

※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※施行日 : 令和3年4月1日(3. 及び4. の一部は、公布日施行)

V. 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(概要) 〔令和3年3月9日閣議決定〕

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

○ ハード事業

・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続

○ 被災者支援(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)

・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

○ 子どもの支援(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)

・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続

(※) 第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応

○ 住まいとまちの復興

・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

○ 産業・生業

・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

○ 地方創生との連携強化

・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度

※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要
⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

○ 事故収束

・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施
・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論

○ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等
・最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

・帰還環境の整備、移住・定住等の促進・被災者支援の継続
・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備
・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化

○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

○ 国際教育研究拠点の整備

・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進

○ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
・食品等に関する規制等の検証・輸入規制の撤廃・緩和推進

組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有